

平成19年度 浜田市公営企業会計財政健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間 平成20年8月12日から平成20年8月20日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名	比率名	平成19年度	経営健全化基準
水道事業	資金不足比率	-	20.0
工業用水道事業		-	
公設水産物仲買売場		-	
国民宿舍事業		-	
公共下水道事業		-	
農業集落排水事業		-	
漁業集落排水事業		-	
生活排水処理事業		-	
簡易水道事業		-	

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

すべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額は生じていないため経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(4) 審査の概要

法適用企業である水道事業会計と工業用水道事業会計については、現金預金や未収金等の流動資産と未払金等の流動負債の差額を資金不足額あるいは剰余金として計上する。

水道事業会計は、流動資産 685,234 千円から流動負債 296,313 千円を引いた 388,921 千円が資金剰余額となっている。

工業用水道事業会計は、流動資産 343,563 千円から流動負債 11,168 千円を引いた 332,395 千円が資金剰余額となっている。

法非適用企業については、収益的収支と資本的収支における歳入と歳出の差額が資金不足額または資金剰余額となる。

公設水産物仲買売場特別会計、国民宿舎事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、簡易水道事業特別会計においては、それぞれ資金不足は生じていない。